

青少年指導員制度50周年記念

横浜市青少年指導員

新シンボルマーク募集案内

青少年指導員は平成29年度で制度設立50周年を迎えます。
そこで、横浜市青少年指導員連絡協議会では青少年指導員をより多くの市民の皆様を知っていただくため、新たなシンボルマーク候補作品を募集します。
最優秀作品に選ばれた作品は、横浜市青少年指導員のシンボルマークとして、今後幅広く青少年指導員事業で活用させていただきますので、ぜひ多くの御応募をお願いいたします。



現行:「あいちゃんマーク」

1 シンボルマークのテーマ

「青少年を見守る社会をサポートする横浜市青少年指導員のシンボルマーク」

2 イラスト規格・要件

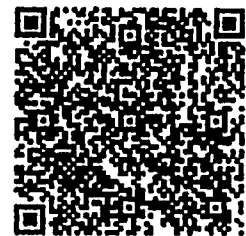
- (1) 募集様式の所定の枠内に収まるように作成してください。
- (2) 色数は自由としますが、拡大・縮小・単色での使用も考慮してください。
- (3) データで提出する場合は形式をJPEG又はGIFとし、データサイズは5MB以内としてください。
- (4) テーマに沿った、わかりやすく、親しみやすいデザインでお描きください。

3 応募方法・資格

- (1) 応募作品1点ごとに、所定の応募様式に必要事項記載のうえ、電子メール又は郵送にて御応募ください。
- (2) 応募様式は港北区ホームページでダウンロードいただくか、区役所地域振興課（4階45番窓口）でお受け取りください。※コピー可
- (3) 募集案内は港北区ホームページでもご覧いただけます。

※港北区ホームページ

港北区青少年指導員協議会



4 応募先・問い合わせ先

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1
港北区役所地域振興課(青少年指導員協議会事務局)
TEL: 045-540-2240 FAX: 045-540-2245
E-mail: ko-chishin@city.yokohama.jp

5 応募締切

平成29年10月31日(火)必着

6 作品選考

最優秀作品は、横浜市青少年指導員連絡協議会で選考、決定します。

7 採用作品の発表

平成30年2月17日(土)

※横浜市青少年指導員大会(県立音楽堂)で採用者の表彰(公表)を予定

8 留意事項

- (1) 応募された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、横浜市青少年指導員連絡協議会に帰属するものとします。
- (2) 採用する作品については、シンボルマークとして使用するうえで必要な修正を行う可能性があります。
- (3) 応募にあたっては、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品にて御応募ください。
- (4) 御応募いただいた作品は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。